



自然環境の 保全・整備

国立公園課
自然環境整備課

1 国立公園の管理

国立公園とは、我が国を代表する優れた自然風景地を「自然公園法」に基づき指定するもので、九州管内には「瀬戸内海」、「西海」、「雲仙天草」、「阿蘇くじゅう」、「霧島錦江湾」及び「屋久島」の6つの国立公園があります。自然環境や景観を保護するために工作物の新築や動植物の捕獲・採取などの行為を規制するとともに、多くの方々に国立公園の良さを体験していただくために必要な利用施設の整備などにより適正な利用を推進しています。



阿蘇くじゅう国立公園（タデ原）



西海国立公園（九十九島）

2 世界自然遺産地域の管理

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、平成5年、屋久島が世界自然遺産に登録されました。

亜熱帯から亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布がみられるとともに、樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物を含む特異な生態系とすぐれた自然景観を有している地域であることから、関係機関等と連携して各種モニタリングや保全のための事業の実施により、適切な保護管理を図っています。



小花之江河



縄文杉

3 自然再生事業の推進

阿蘇を代表する草原景観を保全するため、「自然再生推進法」に基づき、関係行政機関、牧野組合、NPOなどで構成する「阿蘇草原再生協議会」を平成17年に設立しました。同協議会で策定した「阿蘇草原再生全体構想」に基づき、各主体が連携して草原の保全・再生を進める様々な取り組みを推進しています。

環境省では、草原の維持管理を支援するために牧野毎のカルテを作成して各牧野のニーズに合った施設の整備を行っているほか、草原学習の推進や活動拠点施設の整備などを行っています。



草千里

4 自然とのふれあいの推進

利用者に国立公園の優れた自然に親しみ環境保全への理解を深めてもらうため、登山道、探勝歩道、トイレ、展望台や、拠点施設となるビジターセンター等の利用施設を整備しています。

ビジターセンターでは、専門知識を持つ解説員を配置したり、パークボランティアと連携しながら多彩なふれあい行事のプログラムを実施しています。

また、小中学生を対象とした「子どもパークレンジャー事業」や、エコツーリズムの普及・定着のための取り組みも行っています。



雲仙諏訪の池ビジターセンター



自然解説

5 自然環境保全地域の管理

豊かな自然環境を有する地域を極力そのまま後世に伝えるため、「自然環境保全法」に基づき、原生自然環境保全地域、または自然環境保全地域を指定しています。九州管内では、「屋久島原生自然環境保全地域」（鹿児島県）、「白髪岳自然環境保全地域」（熊本県）、「稲尾岳自然環境保全地域」（鹿児島県）を指定し、自然環境の適正な保全に努めています。